

佐藤信淵の商業管理論

本 田 忠 雄

一 緒 論

佐藤信淵は徳川時代末期の經濟學者として其該博なる智識と透徹せる理論と數多き著述に依つて有名であるが其經濟政策に於ても頗る出色の議論をした人である。其商業管理論の如きは眞に独自の大主張であつたのである。勿論信淵は農政・農業・天文・地理等に於ても自ら家學として即ち秘法として頗る自負してゐる如く農學に於ても亦宮崎安貞以後の大學者に相違ない。然し農學に於る信淵の功績よりも所謂經世濟民の學としての經濟學史上に於る彼の功績は遙に大きい。信淵亦經濟研究を以て自己の本領として農學の如きは其枝葉と見てゐたのである。然し彼の經世濟民の議論たるや其著述を通じて門生を動かし或は多少の爲政者に影響を與へたであらうが惜しむらくは徳川幕府に於ても又諸藩に於ても彼を採用する事が出来なかつた。信淵は之を以て執政家の器宇狭小に在りとし自ら武州の片田舎に引籠つて著述を事としたより考へて白石・蕃山・尊徳の如き實行家と型を異にして比較的理主主義的學者肌の人であつた様である。

信淵は微温的態度をきらつて徹底せし止まず底の人であつたが故に彼の學問は一大體系を持つて居り、彼

の總ての諸政策が正にこの商業管理論を樞軸として動いて居る。故に彼の商業管理論は他の經濟政策の根本であつて彼の生命は茲に宿つてゐる。信淵自らも此政策の爲に仆るゝを以て快として門人の忠告を斥けてまで時の執政水野忠邦に上書せんとしたほどである。信淵がカメラリストと見られるのも又社會主義者と思はれるのも一に係つて此政策に據るのである。

然し商業管理論は彼の獨創ではなく祖父より發して父を経て所謂三代相續の秘法であつて彼が發表したのも其年齢が八十に近づいてからである。蓋し封建時代政治の改革論議は容易ならぬ事であつたからである。又信淵自らは復古法或は權貨法カウツツホウと呼び又筭ソウ商賈シヤウとも云つてゐる。復古法とは斯法が大禹に始まり伊尹之用ひ、殷の博說周の大公望及び齊の管仲亦斯法に依つて良績を擧げたるに鑑み、此の聖人の法に復歸するの意味である。

(瀧本誠一氏編「佐藤信淵家學全集」中卷三六九頁復古法の中)

「愚が家は出羽の國の郷土にて高祖父歎庵以來、醫と物産經濟の學を修め遍く四海を遊歴して萬物化育の數理を推し考へ、勤めて物産經濟の學を講明せり、祖父不昧軒に至つて、篤く堯舜の道を信じ、益經濟學を精究し、世上の事態を熟視し、商賈のみ皆大に家を興し、武家と百姓は痛く貧窮に迫りたるを悲て、彼の伊尹・博說等の國家を安集し、四海の困窮を濟ひたる古代を仰ぎ、所謂る財用の湧き出る淵源を開き、蒼生を安養するの法を明かにせんことを欲し、禹貢・周官・管子等を熟讀し、數十年の工夫を累て衆説を參攷し、其義に沈潜して、澆季の世に上下一統困窮に陥りたるを挽回し、古代の大富有に恢復すべきの良法を發明することを得たりと云ふ、倍又元祿。寶永の頃より公議に大なる御散財の事數々打續ぎ、享保中に至て尙ほ御國用の不給を憂ひ給ふと聞き、徳庵(筆者曰、八代吉宗也)の御明君を以て萬理の機會を失ひ給ふ事はあるまじけれども

恐れ乍ら上書し奉らんと欲し、復古論一卷を作りて、出羽の國より出府しけれども、據の無き故障起り、遂に上書せずして止め。此に享保十一年の事なり、其後父玄明窩も亦一國の諸侯に聘せられて、其領分中下々の貧窮を濟はんことを請ひ給ふに就て、苟に復古論を筆し此を懷中して執政の大夫に面謁し、先づ其趣を譚談せしに、執政の大夫奇異なる望のある人物にて下々士民の困窮を救ふべきの仁心なし、故に此書を出さずして其國を辭し去れり、……中略……世々國恩の萬一に報ぜんことを祈て書を著すも雖ども、知らるゝことなく皆空く腐朽するは歎息すべきの事なり、今愚八十歳に及び死期の迫りたるを知る、因つて是れまで先祖の御國益を工夫したる事件の皆悉く磨朽して空く滅せしむる事の惜きが故に、此の復古法を筆記し、恐れながら上書せんと欲すれども、天に道なきを奈せん。」

二 商業管理法

信淵が斯法を最も簡潔に明瞭に書き現はしてゐるのは復古法概言である。これは時の執政水野忠邦が信淵の經濟問答を閲讀して書中に復古法と云へるに付其詳細を尋ねられたに依り、門人岩川知平に淨書せしめて奉答の積りであつたのが、水野忠邦の解職に依つて事止みとなつた封書である。其他復古法及權貨法の書も亦之と大同小異であるが、如何なる動機に依り如何なる目的を以て書かれたか詳かでない。故に主として復古法概言に依つて其大體を摘出して見やう。

一、近來日用諸品高値に付士民一統難儀に及べり、之が御救の爲改革の旨觸れ出して新に奉行を任命して江戸京都、大阪に置くこと。奉行所既に備はれば令を天下に傳へて水陸所生の産物全部に付其三都に集る物を官收すること。其奉行所に集りたる諸物産を捌く方法は各物産を取扱ふ商人年寄を呼出し入札せしめて其落札

者に其品物を賣捌かす。

一、年寄は其品物を引取つて此を仲買に渡し、仲買は又此を小商人に渡し、小商人より一般消費者に賣渡すこと。其代金は小商人は日々仲買に納め、仲買は十四日・晦日に年寄に納め、年寄は六十日を限として奉行所に上納す。

取扱商人に就ては相當の利潤を與へる事。其方法として年寄の中より取締頭取役を選んで諸事を支配せしめ之には最も優遇の意味で扶持を與へ年寄以下の商人には其品物に應じて利潤を豫め官裁し、その定式帳を作つて之を版本として全部仲買等に賜はり、之以上高利を貪る者は嚴罰すること。其他大工・泥匠等の職人から車力・馬方に至るまで賃錢を定めて之を守らしむること。

三、かくして産物を賣捌きたる代金の總高の三十分の一を劔て奉行所に積置き之を弘濟の施し金と備荒資金とすること。之に依つて諸運上納金課役を止め尙又助郷の掛り物等を減すること。

以上が復古法の骨子とする三ヶ條であつて、伊尹管仲の古法を復活する事が最も正しく且容易に實行し得ると信じ、

「以上専ら祖父不昧軒の工夫を論ぜり」と信淵自ら註してある事より正に佐藤家三代二百年の秘法なりと稱する所以が分るのである。

然し乍ら此經濟仕法の最も困難なるは天下の産物を奉行所に集めて代金も遺さず、之を如何にして官收するか

の問題である。此事について其門人岩川知平の質問に對し答へて曰く、（佐藤信淵家學全集中卷三五三頁復古法問答書より）

「無價收一條は、公料・私領の差別もなく、貧富盈虚を論ぜず、總て皆舊來の荷主と舊例の如く事を取扱ひ、少しも疑はしむることなく、至誠を以て此を論し、多日ならず其價を融通し遣すが故に、絶て荷主に心配のあることなし、此等の取扱には愚老に極て妙なる良法あり、然れども此法は國家の政要、所謂民可レ使レ依、不レ可レ使レ知の機密なるを以て、世に漏泄すべき事に非ずと知るべし。」

茲に斯法の大難關が横はつてゐる。故に水戸齊昭侯信淵の著述に係る物價餘論を見て、此復古法を評して曰く「其人存則其政舉云々にて、如何なる良法ありても其人無ければ徒法にて、賄賂の媒となること必せり」とある如く殊に最初の一年乃至數年間は至誠賢明の人を得ざれば不可能で信淵自ら斯法を以て、人物を得ざれば其害大なる事を認めて「予は當世の時務を慮りて一時を濟ふの權道を行はんと欲す」と明言して必ずしも永續は期待してゐなかつた様である。

三 國庫充實論

信淵の復古法の原理となつてゐる第一は國庫充實論である。彼は漢學の影響を多分に受け其祖父以來の商業管理論ですら其典據を禹貢・周官・管子等の古書に求め依つて之を復古法と稱したほどであるに係らず、他の漢學者の如く徳者本也、財者末也より出で來つた財末論に拘はれなかつたのは卓越せる識見と云はなければならぬ。勿

論彼以外にも熊澤蕃山、山鹿素行、新井白石、室鳩巢、荻生徂徠、太宰春臺の如き幕府中世の經濟學者にして理財問題に重きを置いた者もあるが彼の如く眞向から朱子學派等の唯心論を打破した者は稀なのである。彼は孔子の「食足レ兵民信レ之の語、管子の衣食足而知レ禮節」の語を引用して、天下國家を治むるの大道は財利より出發すべきものとし、孔孟の徒にして只修身道德のみを唱へて、財利を賤しむ事の誤りを指摘し、之を以て四海困窮の原因なりとし、管仲の富國策を最も王道に叶へるものとして、管子を擁護して曰く、(佐藤信淵家學全集中卷三七六頁)

「管仲を覇者の學と名けて此を賤しし總て興利の事を云ふ者を誘て賈人に比す、唯道德を修るのみを仲尼の道と心得、天下の民を安集すべき仁政を行ふことを外事とす、孟子の大賢を以て猶管仲を輕賤す、況や狗吠の如き說者に於てをや」。

更に大學の格物致知を解釋して曰く、(佐藤信淵家學全集中卷三七三頁復古法中より)

「復古法を施し行ふには、其御掛りの諸役人に驚くべきほど多分なる御役料を賜て、先づ其良心を致さしむべし、大學篇に曰く、欲レ正_レ其心_一者、先誠_レ其意_一、欲レ誠_レ其意_一者、先致_レ其知_一、致_レ知在_レ格_レ物_一と格も亦致すなり、物とは財物なり、古語に曰く人貧則鈍、又曰く貧則盜と、凡そ人の貧窮に迫り無_レ奈に臨みて利欲の念の生ぜざる者は幾稀なり。」

之を以て信淵は財利を重んぜざるべからずとの信念から政治の要道は富國にありとし、天下に主たる者の滅亡するに至るは畢竟財用の手詰りにありとし皇室の式微も之に依り、鎌倉・室町兩府の滅亡も漢・晋・唐・宋・元・明・皆亦之に據るとしてゐる。此學説は頗るマルクスの唯物史觀と似通へる歴史觀で矢張經濟的條件が歴史的進化の根本條件をなすものとしてゐる。然し之を以て信淵が道德を無視した唯物論者或は霸道論者となすのは早計であつ

て現實の社會はかくの如く財用の多寡に依つて隆替しつゝある様を科學的に認識してさてこの物質的條件は人爲を以て任意に變更し得るものとし國を治むるの要道は、國君の恭儉の二徳にありとし曰く、(佐藤信淵家學全集中卷二六六頁經濟要略中より)

國家を隆にするの政は、先づ其國君平日の身行を本と爲ることにて、君侯自ら恭と儉との二徳を修むるに非れば、決して成就せざることなり、國君恭儉なるは國家富盛の根本なり」

是に依つて觀るに信淵に於ては道德と財物は二にして一、一にして二となり即ち徳と雖も物を離れず物と雖も漫りに人民より奪ふに非ず彼の三十分一税の如きも之の根據を周禮に求め、周禮の二十分一よりも輕しとし、天地に建て悖らず、聖經に徴して謬らず國家に宰たる者の勤めて行ふべき良法也」(復古法概言)としてゐる、而も三十分の一税に依つて得る金額を大約百萬兩と算定し内七拾萬兩を弘濟資金とし後三拾萬兩を積立てすれば年々國庫の充實は恐るべきものにて二十年の後には府庫頗る充實し五十年目には江戸大阪の倉庫金銀滿ち溢れて置所なきに至るべし(復古法概言)と樂觀して年々泉の如く財が集るを以て此意味にて之を泉源法と名づけてゐる。即ち彼は經世済民の最先決問題として國庫の充實を必要とし、其永續的財源を商業管理法に求めたのである。彼がカメラリストと云はるゝ所以はこの國庫充實論にあるのである。

この泉源法としての商業管理論は信淵の最も得意とした所であつて、其著作物價餘論は松平定信侯の經濟仕法が永續せずしてすぐ原の貧窮に返つた所以を指摘して、この泉源法に依るべしとの議論を樹てたのである。

四 貧富平均論

彼は政治の要諦は財を足し府庫を充實せしめる事にありと原則的に断定はして見たがさて現實に於ては其反對に官庫は窮乏し武士と農民共に貧乏のドン底に陥り、幕府は貨幣改鑄に依つて急場を凌ぎ、諸侯は役人の役料を減じ、武士の俸祿を借り上げ、武士の知行は半減されて所謂半知となり、幕府及諸侯財政の源たる農民は永年の苛政に依つて疲弊し、一旦饑饉洪水等の災害至れば、餓死する者頻々たる有様で、慘憺たる状態にあつたのである。而るに表面買人として最も卑しめられてゐる商人階級は幕府の中世以後貨幣の流通盛となると共に次第に富裕となり、一般が奢侈に趣くと共に物價騰貴して商人は益々富盛へ、諸侯さへも内々は大阪等の大商人に低頭して金銭の融通を受けてゐたのである。(瀧本誠一氏編佐藤信淵家學全集卷三五九頁復古法前編中)

「今時の値段を以て享保年中に比るときは、昔の三倍五倍に至りたるもの者多し、且つ諸職人並に日雇人足等の備錢までも此に従ひ皆數倍に及べり、故に以前は一年三十兩の金にて暮方の出來たる家も、今時は六十金も七十金も費すに非ざれば年を涉ること能はざるに至れり、故に商人に非ざる者は、武士も百姓も貧窮に迫らざるは無し、即是太公望の言たる如く、天下の財用皆悉く商賈の家に聚りたるにて奈んさも不可レ爲なり、豈啻に士民一同貧に迫りたるのみならんや、封君も雖も散財の甚だ多く國用の不足に困み、富商大賈に低頭して給を仰ぐ者多し」

此の現象を以て最も不自然とし、國家の貧窮に陥れるは、貧富片落にありとなし茲に商人階級の利得を官收し、之を以て士農階級の救済資金に當てんとしたのは見易い道理である。茲に彼の貧富平均論が生れて來る。一所

謂復古法は、有無移通して貧富平均するの法なり。故に外形は厳しく商賈を筭し財用を聚斂するに似たりと雖ども、内實は夥しく士民に施して金錢を分散する政事なるが故に、毀謗家も喙を容るべきの啓蒙なかるべき乎」。佐藤信淵家學全集卷三五「自復古法問答書」所謂滿々たる池の水を空虚の池に移すが如く、擔稅力の多き所に稅源を求め之を以て一大社會政策を實施せんとしたのである。故に信淵は斯法を以て伊尹の通移開闢の法とも呼んでゐる之即ち彼が幕末の社會主義者と呼ばれる所以であつて商人抑壓論は一面感情論となつて商人を國蠹視してゐる。

〔佐藤信淵家學全集卷一一頁〕

「國家に主たる者の深く慮るべきことは、下民に豪富なる者の出來る一事なり。故に商人と撰買人と債主の三種、豪富にして兼併シテ富を事とする者なば、嚴く照管トリシヤリせんばあるべからず。……愚老此三種の民を國蠹と名けて竊に此を畏る。皇國は中世以來國蠹を制御するの法なきを以て豪家甚多く、天下の貨財過半は彼國蠹が有となつて、諸大名と雖も給を債主に仰がざるを得ざるに至れり、愚老此事體を憤り思て竊に復古論と云ふ書を著せしかども越俎の罪を懼て燒捨てたり、大夫若國蠹の愈盛なるを慮らば速に良策を行て貧藩の農政を精密にし、強を抑へ弱を助け、國家を平準して、小百姓を富しめ、且官庫を充實することを専務とすべし（農政本論） 註（大夫は薩藩の重臣藩岡氏にし）て貧藩とあるは薩藩の事なり」

然し乍ら當時の政治の實權を握れるものは却つて貧窮に陥れる士農階級であつて財を賤し商人を輕んずるの思想がこの貧富片落ちの社會状態を現出せしめたのであるから商人から財を奪つて士農に施すことは必ずしも難事でなかつたのである。即ち其間被搾取階級の團結に依る階級闘争の發生すべき理由なく、彼も孔子の所謂寡きを患へず、均しからざるを患ふと云ふ倫理思想から出發して只爲政者の社會政策でこの偏傾なる社會状態を匡正

し得べしと云ふにあつたのである。況や彼の目的は商人階級の絶滅に非ずして寧ろ互市交易は國家の大事にして有無相通じて國內を充實し其所謂「仰ぎて父母を孝養し、俯して妻子を愛育し、且つ其部類眷族を撫御する料の利潤は商人の所得とし、只大利を貪り、物價を左右するの大商人は嚴に統括せざるべからず」と主張したるものにて云はゞ社會の調和を目的としたものであり、社會主義者と云はんよりは社會政策學者或は社會改良主義者と云ふ方が當つてゐる。

五 物價平準論

商業管理論のも一つの原理ともなつてゐるのは物價平準論である。元來物價調節の事たるや東洋學者傳來の思想であつて信淵に始まつたわけでないが其物價の調節策として徹底せるもの彼の商業管理論の右に出るものはない。支那の管仲に始り漢の耿壽昌の實施に依つて有名なる常平倉の如きも他方に於て備荒の目的を持つてゐたが本來米價平準法として徳川時代の學者は多く之を唱導したものである。太宰春台は經濟錄に於て、又中井竹山、藤森天山等の著書にも明かである。然し乍ら徳川末期に至つては所謂米遺ひの經濟が崩れて貨幣經濟が確立し、萬物が貨幣に依つて交易されるに至つて四民の生活を左右するものは貨幣となつたのである。

其處で信淵は前述復古法概言の劈頭に於て、「近來日用諸品高値に付士民一統難儀に及べり」と述べてゐる如く彼は日用品全部の物價騰貴を以て庶民困窮の因とした。而も當時は諸物の交換未だ充分ならず、市場と雖も諸侯

の領地に依つて制限されて、其範圍狭小なるが爲大阪の大商人等は自由に物價の騰落を左右することが出來たのである。而も其遣り方極めて惡辣で物價安ければ益々之を賣崩し高ければ愈々買煽ると云ふ有様で物價の騰落は實に激しかつた模様である。此事を信淵は物價輿論に述べて曰く(佐藤信淵字學全集中卷四六八頁)

「抑々近來商人の利を貪るの仕方甚だ險惡になりて、凡品物の直段低きを見る時は、各其所持する處を出して悉く賣拂ふ故に世上品物多き上に又多きを加へて直段度外に下落す、皆是れ産物の仕切を安くするの計策にて、又物價を高くせん事を欲する時は、廻船を海中に止め置て物切れの故障を起し、千變萬化の奸計を用ひて四海の富を中間に支へる故に、土農工の三民皆財用到手窘て奈何共する事能はず、或は典當^{シテイ}し、或は高利の金を借り、或は直段に拘らず下値に賣拂ふを以て、利潤は悉く商人に得られて手を空しくするに至る。是故に百姓等皆大に意を失ひ耕作を^{ナゲヤ}遺^シに^シ、肥養をも存分に用る事も叶はずして諸産物を興すことを得ず、是日用諸品の不足なる所以なり」。

即ち信淵は商人の射利を以て物價平準の癌種となし、この商人の自由を奪はずんば物價の平準を得ないと断定した。此點アダム、スミスの富國論と對比し、双方共富國を以て目的としながら恰も正反對の結論に到達してゐる。此相違を來した理由は、當時の社會事情が反映してゐると云ふ事を雄辯に物語つてゐる。

かくして彼は物價平準法を述べて曰く、(佐藤信淵字學全集中卷四七一頁)

「天下の諸産物を一目平準館に統括し、然して後に是迄の如く問屋共に渡して賣捌で、品物の多き時は時價甚だ下落するも雖も作る者の困窮するに至らず、又物の少くして時價の甚だ貴しき雖ども、買ふ者の難儀せざるを度とし、御損金の有無に拘りたまふ事なく物價を適宜ならしめ、四海の兆民をして上の御洪福の餘慶に^{スガ}頼りて安樂に渡世し、天年を保んずる事を得せ

しめたまはゞ、四海皆太平の恩波に浴し、鼓腹して歡樂し、永く饑荒の患無るべし。」
即ち彼は復古法を以て又物價平準法とも稱し、其最も徹底した物價平準法として商業管理論に到達したのである。

六 結 論

以上に於て信淵の商業管理論が如何なるものであるか及びこの經濟任法の伏線となり原理となつてゐるものは何であるかに就て聊か體系的に余の思ふ所を述べて見た。勿論彼が復古法を唱導するに至つた思想系統は上述の三に止まらずして頗る複雑雄大を極め、加之其背景たる當時の經濟狀態を詳にせざれば到底其眞を掴む事は不可能であつて定めて地下の信淵は微苦笑を禁じ得ないであらうが其聊かにても信淵の思想を紹介研究せる勞に對しては感謝してゐる事であらう。而も余の本文を草した目的は商業管理論其物よりも其原理となつてゐる國庫充實論、貧富平均論、物價平準論に於て信淵の眞價を認めんと欲するが故である。

商業管理論の如きは現代世界經濟時代に於ては一顧の價値無しと雖も其國庫充實論と云ひ貧富平均論と云ひ物價平準論の如きは今尙財政學、社會政策學、經濟政策學上の重大問題であつて、社會の變遷に應じて應用の致方は異なるべきも、其精神に於ては確固不動の哲理を有してゐると考へらるゝのである。只信淵は當時の封建的の社會事情を診斷して、この三原素を調合して商業管理論を型上げしたに過ぎないので、信淵をして現時に生れし

めば米穀法と云ひ肥料管理案と云ひ或は銀行官營論と云ひ、定めて巧妙なる理論と方策を案出するであらうと思はれる。

瀧本誠一博士は我國經濟史研究の大家であるが信淵其他の徳川時代經濟學者の諸政策を以て悉く封建社會維持政策と解し、意識的或は無意識的に士農中心制度の目的に出づと其著日本經濟史に於て斷定を下されてゐる。余を以て觀るに博士の議論は形に拘はれて其精神を逸せるやに考へらる。形式に於ては封建社會維持策の如く見ゆるも其實信淵の眞意は經國愛民の大至誠心に出づるものにて此意味に於て彼は封建社會を超越し偶々封建社會に生れたるを以て封建社會に適應すべき政策を樹てたるに過ぎず、其精神其原理は移して以て現在及び未來永劫に其生命を有するものと余は信ず。故に(經濟論叢第二卷第二號二六九頁)博士は信淵を以てカメラリストに類し就中ユスチと其思想甚だ相似たりとするも、信淵は官庫充實策は手段にして、萬民弘濟が其本意たりしなり。此點ユスチがフレデリック大王の御用學者として其特權收入を辯護せると雲泥の差なりと云はざるべからず。信淵自ら證明して曰く、(佐藤信淵家學全集卷五六五頁經濟提要より)

「經濟の道を行て國を富すこと云ふは、百姓を富すことなり、然るに財用を積聚るを經濟と謂ふ人あり、是大なる誤なり。凡そ國家に主たる者の身分にて、宗廟社稷の祭を省き、親類縁者の交を薄くし、家中諸士の俸祿を減じ、山林田畑の税を増し、古來定式の儀式を闕き、種々鄙吝の政事を行て、卑劣下賤なる業を勤て粟歛を勵むときは、金銀の山をなすべきは論するにも及ばず、然れども右様鄙吝の政事を行ふときは、神意も人情も共に離るものみならず六民悉く困窮し、終に禍となること多し。」

又曰く(佐藤信淵家學全集卷三三二頁復古法概言より)

「所謂復古法は國益の財賄を税すること甚だ多きを以て、弘く財用を蒔き散らし、下を救ふ事を専務とすべし、若し夫れ一圖に積集る、このみを事として、吝嗇を行ひ、萬姓に養ふること無きときは、後に必ず殷の紂辛が如き禍あらむこと必せり」。

漢の武帝英豪にして四方を經營するに就て貨財足らず遂に桑弘羊を採用して、鑄鐵、筭鹽、權鐵或は賣官、爵、出賃者除罪等の方法に依り又平準館を京師に置き、物價騰貴せば賣り、下落すれば買つて商人をして利得を得せしめず、二年にして百姓に賦を益さずして大倉滿つたと云ふ其桑弘羊を評論して曰く（佐藤信淵家學全集 中卷三六八頁復古法）「桑弘羊が平準法は、唯武帝に詔ひ、天子をして存分に放蕩を盡さしめんことを欲し、頻に財貨を輻輳したる者なれども、此の如き法にては天下を翦有すると雖ども、財用の竭ること必せり」と斷じて桑弘羊の法を以て財利の左道なりと惡罵を加へてゐる所に彼の眞面目が躍動してゐる。畢竟彼は朱子學派等の財末論者に向つて其唯心論の誤れる點を高唱し、同時に桑弘羊の如き單なる君主本位の府庫充實を以て經濟の左道として極力排斥し自己の經濟道を眞の王道と解したのである。

余は何故に學者が信淵の思想を以て或はカメラリストに比し或は社會主義者に擬するかの眞意不可解にして恰も之盲人が象の一局部を探るが如きものにして其眞諦を得ざるや論なし。其形式主義を内容とする自然科学的分析論は文化科學に於ては眞に恐るべきものにして、事物の特質を閑却して其本質を逸することあり。更に瀧本博士が信淵の混同秘策を論じて（經濟論叢第二卷第二號）帝國主義と斷定を下せるに就ても、東西兩洋の國情を無視せる形式論に墮せるものにして、余は他日博士に問はんと欲するものなり。妄言多謝。昭和四年四月誌之。